

○豊後大野市移住支援事業に基づく移住支援金交付要綱

令和3年3月31日

告示第91号

改正 令和4年3月25日告示第77号

(趣旨)

第1条 この告示は、大分県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び豊後大野市まち・ひと・しごと総合戦略に基づき、豊後大野市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、大分県と共同して行う豊後大野市移住支援事業において、県外から豊後大野市に移住した者が、就職支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において豊後大野市移住支援事業に基づく移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することについて、大分県移住支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）、豊後大野市補助金等交付規則（平成17年豊後大野市規則第50号）、法令等の定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 県外から市内へ転入を届け出ることをいう。ただし、転勤等職務上や大学進学等による一時的な転入、親族等と同居して生活を共にする、その他これらに類する転入は除く。
- (2) 移住支援事業 大分県移住支援事業の補助対象となる県外からの移住者に対し移住支援金を交付する事業をいう。
- (3) 単身 独立して住居を維持する単身者をいう。
- (4) 世帯 住居及び生計を共にする者の集まりをいう。

(対象者要件)

第3条 移住支援金の交付対象者は、第1号の要件を満たす者（世帯にあつては、第1号及び第7号の要件を満たす者）であつて、第2号から第6号までのいずれかの要件に該当するものとする。

- (1) 移住等に関する要件

次のア及びイのいずれにも該当すること。

ア 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 令和元年8月1日以降に転入したこと。

(イ) 移住支援金の交付申請時において移住後3か月以上1年以内であること。

(ウ) 移住支援金の交付申請日から（受領年度の翌年度から起算して）、5年以上引き続き定住する意思を有していること。

イ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 本事業以外に、大分県への移住に係る引越費用の補助金又は奨励金の交付を受けていないこと。

(エ) その他、大分県又は市が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件（一般）

次のアからカまでのいずれにも該当すること。

ア 就業先が、県が運営する移住支援金のマッチングサイトに掲載している企業等であること。

イ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

エ 上記アの企業等がマッチングサイトに求人掲載した日以後に、交付対象者が当該求人に応募していること。

オ 当該企業等に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

カ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 就職に関する要件（専門人材）

国が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

イ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

ウ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

エ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(4) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(5) 関係人口に関する要件

次のいずれかに該当する者のうち、移住を希望する者であって、地域の人々との交流を通じて市と多様な形で関わるものであること。

ア 大分県又は市が実施するふるさとワーキングホリデーに参加するため、おおむね2週間以上市内に滞在した者

イ テレワークを実施しておおむね2週間以上市内に滞在した者で、所属企業等がそれを証明できるもの

(6) 起業に関する要件

転入後1年以内に大分県が実施する起業支援事業に係る起業補助金の交付決定を受けていること。

(7) 世帯に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和元年8月1日以降に転入したと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、交付申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(支援金の交付金額)

第4条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円を上限とする。

(支援金の交付申請)

第5条 移住支援金の申請者は、移住支援金交付申請書(様式第1号)、移住先の就業先の就業証明書(様式第2号)(第3条第2号又は第3号の要件に該当することを証する場合に限る。)及び本人確認書類に加え、第3条に規定する移住支援金の交付対象者の要件を満たすことを証する書類を市長に提出しなければならない。

(支援金の交付決定の通知及び額の確定通知)

第6条 市長は前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定及び額の確定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知する。

(支援金の交付請求)

第7条 交付決定及び額の確定通知を受けた申請者は、移住支援金の交付を請求しようとするときは、豊後大野市移住支援事業に基づく請求書(様式第4号)に前条の規定による交付決定及び額の確定通知書の写しを沿えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに移住支援金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第8条 市長は、移住支援金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当したときは、移住支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手続きにより移住支援金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第3条の要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他移住支援金の交付決定の内容又はこの告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取り消しをしたときは、豊後大野市移住支援事業に基づく移住支援金交付決定取消通知書(様式第5号)により、補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による取り消しをした場合において、既に交付した移住支援金があるときは、当該移住支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(報告及び立入調査)

第9条 大分県及び市は、豊後大野市移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、豊後大野市移住支援事業に関する報告を求め、又は立入調査を行うことができる。

(返還請求)

第10条 市長は、補助事業者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして大分県及び市が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に市から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 県実施要領又は大分県地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づく補助金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に市から転出した場合

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日告示第77号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

豊後大野市長

様

申請年月日 年 月 日

移住支援金交付申請書

豊後大野市移住支援事業に基づく移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就業		起業		

大分県移住支援事業実施要領第4(1)①(ア)に該当するか？		該当する		該当しない
-------------------------------	--	------	--	-------

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「大分県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、豊後大野市に居住し、かつ、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴 ※5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。

(様式第1号別紙1)

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 豊後大野市移住支援事業に関する報告及び立入調査について、大分県及び豊後大野市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、豊後大野市移住支援事業に基づく移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に豊後大野市以外の市区町村に転出した場合：全額
  - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - (4) 大分県移住支援事業実施要領又は大分県地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
  - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に豊後大野市外の市区町村に転出した場合：半額

上記の内容について、承諾します。

年 月 日

住 所

氏 名



(様式第1号別紙2)

豊後大野市移住支援事業に係る個人情報の取扱い

市は、豊後大野市移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき、適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市は、当該個人情報について、他の都道府県及び市区町村において実施する移住支援事業の円滑な実施、大分県への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県又は他の市区町村に提供し、確認する場合があります。

上記の内容について、承諾します。

年 月 日

住 所

氏 名

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

豊後大野市長

様

所在地

事業者名

印

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合	3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

豊後大野市移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況等の情報を、大分県及び豊後大野市の求めに応じて、同大分県及び豊後大野市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

豊後大野市長

様

所在地

事業者名

印

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 （移住前）	
勤務者住所 （移住後）	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない

豊後大野市移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況等の情報を、大分県及び豊後大野市の求めに応じて、同大分県及び豊後大野市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

豊後大野市長



豊後大野市移住支援事業に基づく移住支援金の交付決定及び額の確定通知書

豊後大野市移住支援事業の交付要綱の第6条の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定し、額を確定をしましたのでお知らせいたします。

移住支援金 \_\_\_\_\_ 円

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。ご了承ください。  
※移住支援金は、ご登録いただいた以下の口座に振り込みます。

（備考）

- 1 豊後大野市は、豊後大野市移住支援事業に基づく移住支援金交付要綱の規定に基づき以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
  - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - ・申請日から3年未満に豊後大野市以外の市区町村に転出した場合：全額
  - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - ・起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
  - ・申請日から3年以上5年以内に豊後大野市以外の市区町村に転出した場合：半額
- 2 大分県及び豊後大野市は、豊後大野市移住支援事業に基づく移住支援金交付要綱の規定に基づき移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35 地域活連携型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
  - ・この通知書はフラット35 地域活連携型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

- ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット 35 地域連携型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対するフラット 35 地域連携型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から 5 年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

#### 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

豊後大野市長 様

住 所  
氏 名 ㊟

移住支援金交付請求書

年 月 日付で交付決定及び額の確定通知のあった移住支援金について、  
下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 支援金振込口座

金融機関名  
口座番号(普通・当座)  
フリガナ  
口座名義

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

様

豊後大野市長



豊後大野市移住支援事業に基づく移住支援金の交付決定の取消通知書

年 月 日付で交付決定及び額の確定をおこなった移住支援金について、豊後大野市移住支援事業の交付要綱の第8条の規定に基づき、移住支援金を交付決定を取り消したので、通知します。

記

- 1 取消決定金額 円
- 2 取消理由

様式第 1 号 (第5条関係)

様式第 2 号 (第5条関係)

様式第 3 号 (第6条関係)

様式第 4 号 (第7条関係)

様式第 5 号 (第8条関係)